

免 税 軽 油



免税軽油とは・・・

バスやトラックなどの燃料である軽油の購入時の価格には、道路に関する費用に充てるための財源として、1リットルにつき32.1円（平成20年7月現在）の軽油引取税が含まれています。

この軽油引取税が一定の要件のもとに免除されている軽油のことを免税軽油といいます。



例えば

1000ℓを使用する場合は
32,100円の効果となります。

農業用の機械等に使用する軽油については、免税証の交付などの手続きを受けた場合に限り、軽油引取税を免税することができます。



お問い合わせ先

あいら農業協同組合 農業経営支援課 ☎55-7314

届ける安心
広がる笑顔
生まれる信頼



JAあいら



西部地域営農センター ☎65-2041
中部地域営農センター ☎64-9891
北部地域営農センター ☎54-1778
東部地域営農センター ☎49-8701